

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年2月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-371	株式会社大衆タクシー	○営業的割引（ポイントカード割引）の廃止 割引率：20ポイントで500円割引 適用方法：①運賃及び料金の支払い時に乗務員がポイント数の確認を行い、スタンプカードに押印する。乗車代金500円毎に1ポイント加算する。 ②乗車代金の割引は、20ポイントに達したスタンプカードが次回乗車時に提示された場合に限り適用する。 ③乗車代金割引の精算は、運賃メーターの表示額から割引額（スタンプカード1枚20ポイントで500円）を減じた差額を現金にて収受するものとする。 ④スタンプカードの有効期限は、初回乗車日から1年間とする。	熊本交通圏	
5-372	熊本交通株式会社	○営業的割引（大口割引）の廃止 割引率：月額利用料金額が100万円を超えた時1割引 適用方法：①当社とチケット契約利用者で月間利用金額が100万円を超えるものに1割引を適用する。 ②請求額は月間利用金額に0.9を乗じ、10円未満を切り捨てた額とし、利用月の翌日に請求するものとする。	熊本交通圏	

## 公

## 示

九州運輸局長  
令和6年2月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年2月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-373	旭タクシー株式会社	○営業的割引（クーポン券割引）の廃止 割引率：0.5割引 適用方法：クーポン券割引は、クーポン券の発売時に割引くものとする。 この場合において0.5割引とは、クーポン券の券面総額を発売額で除した値が1.05となるものをいう。	熊本交通圏	
5-374 ~375	第五旭株式会社 ほか1社	○営業的割引（ポイントカード割引）の廃止 割引率：30ポイントで500円割引 適用方法：①運賃及び料金の支払時に乗務員がポイント数の確認を行い、ポイントカードに押印する。 ・乗車代金1,000円未満 1ポイント ・乗車代金1,000円以上2,000円未満 2ポイント ・乗車代金2,000円以上 3ポイント ②30ポイントに達した運行の運賃精算後に500円のタクシー利用券1枚を発行し、その後の運行時にタクシー利用券が提示された場合に限り適用する。 ③運賃及び料金の精算は、運賃メーターの表示額からタクシー利用券相当額を減じた差額を現金で収受するものとする。 ④ポイントカードの有効期限は、初回乗車日から2年間とする。 ⑤発行したタクシー利用券の有効期限は、発行日から1年間とする。	熊本交通圏	法人事業者2社

## 公

## 示

九州運輸局長  
令和6年2月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年2月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-376	有限会社明星タクシー	○営業的割引（ポイントカード割引）の廃止 割引率：乗車代金500円ごとに1ポイントずつ加算、20ポイントで次回乗車時に代金を500円割引 適用方法：①乗車代金精算時に乗務員がポイント数の確認を行い、スタンプカードに押印する。20ポイントに達したスタンプカードが次回乗車時に提出された場合に限り適用する。 ②乗車代金割引の精算は、運賃メーターの表示額から割引額（スタンプカード1枚・20ポイントで500円）を減じた差額を現金で収受するものとする。 ③スタンプカードの有効期限は、初回発行日から1年間とする。	熊本交通圏	
5-377	株式会社泗水タクシー	○営業的割引（ポイントカード割引）の廃止 割引率：乗車代金60ポイントのカードで1,500円を割引 適用方法：①乗車代金精算時に乗務員がポイント数の確認を行い、スタンプカードに押印する。60ポイントに達したスタンプカードが次回乗車時に提出された場合に限り適用する。 ②乗車代金割引の精算は、運賃メーターの表示額から割引額（スタンプカード1枚60ポイントで1,500円）を減じた差額を現金で収受するものとする。 ③スタンプカードの有効期限は、初回発行日から1年間とする。	菊池市、菊池郡	